

自然再生推進会議の設置について（案）

平成 15 年 10 月 16 日
改正 平成 26 年 10 月 29 日
改正 令和 元 年 11 月 28 日
改正 令和 〇 年〇〇月〇〇日

環境省
農林水産省
国土交通省
文部科学省

1 目的

自然再生推進法（平成 14 年法律第 148 号。）第 17 条第 1 項に基づき、関係行政機関が、自然再生の総合的、効果的かつ効率的な推進を図るための連絡調整を行うため、自然再生推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

2 組織

（１）会議は、次に掲げる者をもって構成する。

環境省自然環境局長
農林水産省技術総括審議官
農林水産省農村振興局長
農林水産省林野庁次長
農林水産省水産庁次長
国土交通省総合政策局長
国土交通省都市局長
国土交通省水管理・国土保全局長
国土交通省港湾局長
文部科学省総合教育政策局長

（２）会議に議長を置く。議長は構成員の互選によって定める。

（３）会議は必要があると認めるときは、関係者に出席を要請し、その意見を聴くことができる。

3 幹事会

（１）会議を補佐するため、会議に幹事会を置く。

（２）幹事会の構成員は、会議の構成員がそれぞれ指定した官職にある者とする。
（別紙）

4 庶務

会議の庶務は、会議の議長を務める構成員の幹事において処理する。

5 雑則

前各項に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、会議において定める。

(別紙)

〔幹事会の構成員〕

環境省自然環境局自然環境計画課長

農林水産省大臣官房みどりの食料システム戦略グループ長

農林水産省農村振興局整備部設計課計画調整室長

農林水産省林野庁森林整備部計画課長

農林水産省水産庁漁港漁場整備部事業課長

国土交通省総合政策局環境政策課長

国土交通省都市局公園緑地・景観課長

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課長

国土交通省港湾局海洋・環境課長

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長